

## 事例を閲覧・活用される際の留意事項

本データベースに掲載している事例（以下「DB 事例」という。）を閲覧・活用される際には、以下の点についてご留意いただきますよう、お願いいたします。

**1** DB 事例は、文部科学省が実施する「平成25年度～平成27年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の受託機関が設置する学校での取組成果の一部である。

なお、DB 事例は以下の4点を踏まえたものである。

- (1) 共生社会の形成に向けて、当該児童生徒等が将来自立して社会参加できることを目指した取組をしていること。
- (2) 学校内において、当該児童生徒等への合理的配慮に関する共通理解が図られた上で取り組まれていること。
- (3) 地域・学校における基礎的環境整備が充実している、若しくはその充実を目指していること。
- (4) 多様な学びの場を活用している、若しくはその活用を目指していること。具体的には、通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校それぞれの機能を有効に活用していること。

**2** 合理的配慮とは、特別な支援を必要とする児童生徒等の障害の程度や特性等を踏まえて、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を個別に行うことであるが、学校の設置者及び学校に対して、体制面及び財政面における均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

地域・学校における基礎的環境整備についても様々であることから、DB 事例は各学校の設置者及び学校が合理的配慮を検討する上でのあくまで参考情報の一つである。DB 事例と類似の事案であったとしても、合理的配慮の実施については、各学校の設置者及び学校が個別に判断すること。

**3** DB 事例を公表することにより、当該児童生徒等の特定につながるような情報や、類推を可能にするような記述は差し控えるように調整している。したがって、本事例の学校名等についても公表しない。

**4** DB 事例の「1. 取組のキーワードについて」の「(1) 対象児童生徒等の障害種」は、教育的観点から教育委員会の判断により区分されており、必ずしも医師の診断に基づくものとは限らない。

**5** 研修等での利用を目的として、DB 事例の転載・転用を希望される場合には、「国立特別支援教育総合研究所『合理的配慮』実践事例データベースより」と出典を記すこと。ただし、その転載・転用が、公正な慣行に合致しないとの疑いがある場合、また、その利用目的上、正当な範囲内で行われなないとの疑いがある場合は、事前に本研究所に問い合わせをすること。